

省 令

○厚生労働省令第六十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号及び第四十九条第一項第五号の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令  
（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）  
第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後 改 正 前

別表第五号（第五条関係）

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	（略）
一級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が〇・〇一以下のもの	（略）
二級	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇二以上〇・〇三以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（1/二視標による。以下同じ。）が二八度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	（略）
三級	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇四以上〇・〇七以下のもの（二級の二に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	（略）
四級	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八以上〇・一以下のもの（三級の二に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3 両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	（略）

別表第五号（第五条関係）

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	（略）
一級	両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）の和が〇・〇一以下のもの	（略）
二級	1 両眼の視力の和が〇・〇二以上〇・〇四以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が九五パーセント以上のもの （新設）	（略）
三級	1 両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの （新設） （新設）	（略）
四級	1 両眼の視力の和が〇・〇九以上〇・一二以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの （新設）	（略）

五級	1 視力の良い方の眼の視力が〇・二かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	(略)
六級	視力の良い方の眼の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの	(略)
七級		(略)
備考	(略)	

（雇用対策法施行規則の一部改正）  
 第二条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

五級	1 両眼の視力の和が〇・一三以上〇・二以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの （新設） （新設） （新設）	(略)
六級	一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもので、両眼の視力の和が〇・二を越えるもの	(略)
七級		(略)
備考	(略)	

別表（第二条関係）	改 正 後
一 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 二〇七（略）	

（雇用保険法施行規則の一部改正）  
 第三条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

別表（第二条関係）	改 正 前
一 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの 二〇七（略）	

（傍線部分は改正部分）

別表第二（第一百十条関係）	改 正 後
一 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 二〇七（略）	

別表第二（第一百十条関係）	改 正 前
一 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの 二〇七（略）	

（傍線部分は改正部分）

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）  
 第四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）	改 正 後
一 次に掲げる視覚障害で永続するもの イ 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇三以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）	改 正 前
一 次に掲げる視覚障害で永続するもの イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇四以下のもの	

別表第三 (第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係)

- ロ 周辺視野角度 (I / 四視標による。) の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度 (I / 二視標による。) が二八度以下のもの
- ハ 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
- 二〇五 (略)

別表第三 (第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係)

- ロ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九五パーセント以上のもの
- (新設)
- 二〇五 (略)

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
- イ 視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。) が〇・〇四以上〇・〇七以下のもの (視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く。)
- ロ 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ 周辺視野角度 (I / 四視標による。) の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度 (I / 二視標による。) が五六度以下のもの
- 二 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
- 二〇七 (略)

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
- イ 両眼の視力 (万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。) の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
- ロ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの
- (新設)
- (新設)
- 二〇七 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に交付された身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条に規定する身体障害者手帳に記載されている障害の級別については、当分の間、この省令による改正後の身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる障害の級別に該当するものとみなすことができる。

(雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に開始した雇用対策法施行規則 (以下この条において「雇対則」という。) 第二条第二項の規定による訓練手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に開始した雇対則第三条第六項の規定による求職活動関係役務利用費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に開始した雇対則第五条第一項の規定による職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行った雇入れに係る雇対則第六条の二第一項の規定による特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に行った雇入れに係る雇用保険法施行規則第一百十条の規定による特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十四号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第十八条の八第一項及び国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第七号) 第十二条の五第六項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信